

# 何が危ない？「安定型産廃処分場」

## 水質・土壌・大気が汚染される可能性がある

安定型産廃処分場では「有害物質を含まない安定5品目しか処分しない」という理由で、汚水の流出を防ぐシートや遮水工などの設備もない素掘りの穴に廃棄物が直接埋められます。また、搬入時には事業者による目視チェックしか行われません。

そのため、有害物質を含む廃棄物が埋立処分された場合、有害物質が施設外に流出し、水質汚染や土壌汚染、大気汚染を引き起こし、地域に深刻な被害を及ぼす可能性が大いにあります。

## 全国で危険性が指摘されている「安定型処分場」

実際に、全国各地の安定型処分場の稼働地域においては、処分場からの有害物質の流出による環境被害が多数起こっており、地域住民による訴訟が後を絶ちません。

これまでの数々の訴訟において、裁判所は「目視チェックで安定5品目とそれ以外の廃棄物とを分類することは、ほぼ不可能である」と認めています。

また「安定5品目の中には、酸性雨などにさらされることにより化学的変化を起こし、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくず、金属くずなどが含まれている」と、安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も数多くあります。

特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらす可能性を多くの裁判例が認定しています。

## 日本弁護士連合会による環境省への意見書

日本弁護士連合会は、有害物質による汚染事故が多発する安定型処分場について「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」を2007年に環境省へ提出しました。

\*上記内容は全て、日本弁護士連合会による意見書から抜粋、要約したものです。

日本弁護士連合会  
意見書全文

これでいいのか産廃処理  
特集ニュース記事 全3回

県の指導に従わず  
搬入を続ける業者

広島県三原市  
住民勝訴の動画

